

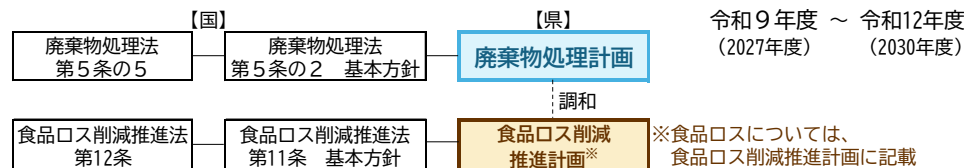
第六次滋賀県廃棄物処理計画（素案）【概要版】



環境・農水・企業常任委員会 資料4-2
令和8年(2026年)8月5日
琵琶湖環境部循環社会推進課

第1章 計画の基本事項

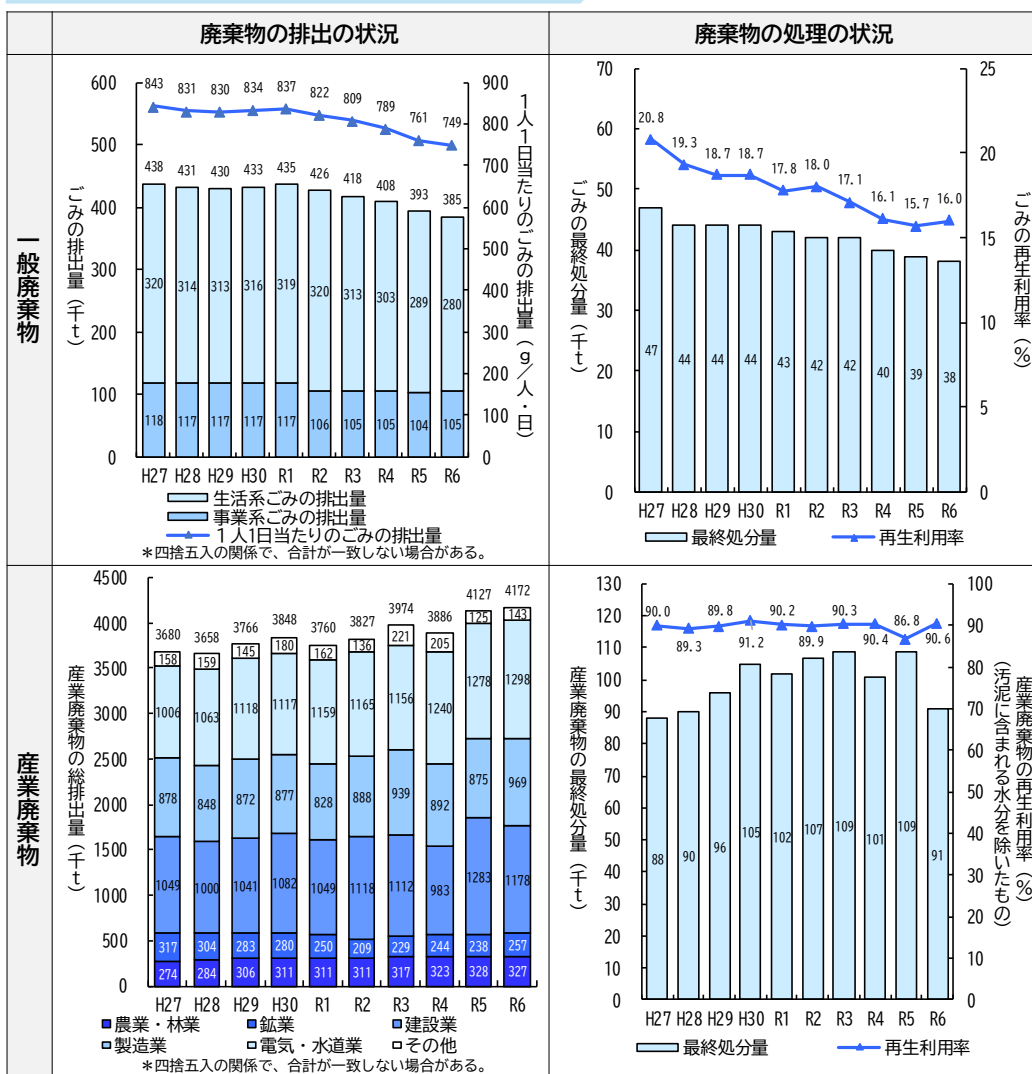
1 計画の位置付け



2 計画期間

第2章 現状と課題

1 廃棄物の排出・処理の状況



2 第五次計画の目標達成状況

(1) 廃棄物の減量に係る目標

指標	単位	実績値					目標値	達成状況
		R3	R4	R5	R6	R7	R7	
一般廃棄物	1人1日当たりのごみの排出量	g/人・日	809	789	761	749	804	○
	1人1日当たりのごみの最終処分量	g/人・日	81	78	75	74	82	○
産業廃棄物	最終処分量	千t	109	101	109	91	98	○

最新の実績値はR6年度

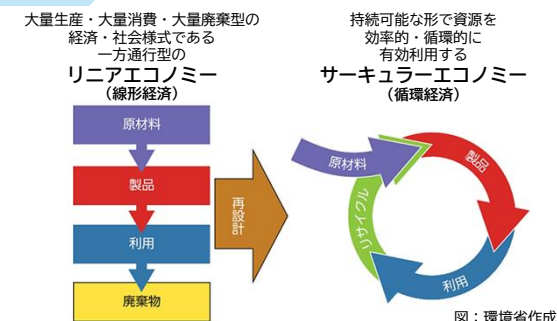
(2) 取組に係る目標

指標	単位	実績値					目標値	達成状況	備考
		R3	R4	R5	R6	R7	R7		
レジ袋辞退率	%	91.2	90.6	90.2	88.8	89.4	85以上/年度	○	取組が浸透したため。
県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数	箇所	56	97	112	120	122	100	○	官民とともに導入が進んだため。
市町災害廃棄物処理計画の策定率	%	89.5	94.7	94.7	100	100	100 R6年度までに	○	策定が進んだため。
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	人	172,321	194,802	197,019	162,387	176,516	1,200,000 計画期間累計	×	新型コロナウイルス感染症拡大や天候の影響のため。
優良産廃処理業者認定数	件	197	208	221	234	237	270	×	増加しているが、認定のための労力・費用が大きいため。
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率※	%	88.2	99.8	100	97.1	100	100/年度	×	新型コロナウイルス感染症拡大等のため。
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率※	%	79.6	88.9	71.7	69.8	77.2	85以上/年度	×	発生件数が減る一方で、早期解決が困難な事案（埋立処分や不適正保管）は一定数発生しているため。

※大津市を除く

3 社会状況の変化等を踏まえた課題

- 資源制約が顕在化しているほか、環境負荷の低減が必要となっている。
 - サークュラーエコノミー※への移行を国家戦略として推進している。
 - サークュラーエコノミーの考え方を廃棄物行政の中に段階的に組み込んでいく必要がある。
- ※サーキュラーエコノミー：資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生最小化につながる経済活動全体の在り方。



- 県民の安全・安心な生活を支えるためには、廃棄物の適正処理の徹底や持続可能な処理体制の確保が必要である。
 - ◆持続可能な適正処理の確保等に向けた処理体制の構築
 - ◆リチウムイオン蓄電池の火災防止・適正処理
 - ◆最終処分場の設置に係る安全・安心の確保 など

- 能登半島地震で明らかとなった課題等を踏まえて、災害廃棄物処理の実効性確保に向けた更なる取組を進める必要がある。
 - ◆し尿処理の遅れ
 - ◆膨大な量の災害廃棄物の発生 など

第3章 計画の目指すもの

1 基本方針

- (1) サークュラーエコノミー（循環経済）の推進
3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を前提としつつ、県内の地域資源を活かしながら、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組を進める。
- (2) 廃棄物の適正処理の徹底
廃棄物の適正処理を徹底するとともに、新たな課題への対応や最新技術を活用した調査・監視の高度化を進める。
- (3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築
災害廃棄物を円滑かつ適正に処理するための体制整備を進める。

第4章 計画の推進に向けた取組

青字：課題を踏まえた新たな取組

1 サークュラーエコノミー（循環経済）の推進

- 循環経済モデルの構築（しががりペアチャレンジ）
- 資源循環の促進（事業者による再資源化の高度化の促進（太陽光パネル、プラスチック等）、動静脈産業の連携促進）
- 廃棄物の排出抑制・再利用・再資源化促進のための普及啓発等
- 各種リサイクル関連法の適正な運用
- 滋賀県産業廃棄物税の評価・検討

指標	単位	実績値	目標値
		R7	R12
(新) 「サーキュラーエコノミー」の認知度	%	—	50以上
(新) 地域の廃棄物を資源として市場へつなぐ、循環させる経済モデルの構築	—	—	モデルの構築 R11年度までに
(新) マイボトル持参率	%	45	50以上

2 廃棄物の適正処理の徹底

- (1) 一般廃棄物の適正処理の徹底
 - 一般廃棄物処理施設の監視指導、整備支援（ごみ処理の広域化・施設の集約化計画の策定）
 - 大阪湾フェニックス事業への関与
 - リチウムイオン蓄電池の火災防止・適正処理、処理困難物の適正処理の促進
- (2) 生活排水対策
 - 汚水処理施設・合併処理浄化槽・し尿処理施設の整備等
- (3) 散在性ごみ対策
 - 環境美化（清掃）活動の推進
 - ごみの散乱防止に係る監視・啓発、情報共有
 - 散在性ごみの状況調査等
- (4) 産業廃棄物の適正処理の徹底
 - 産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理施設・処理業者に対する指導等
 - 最終処分場の設置計画に対する指導・国への基準強化の提案等
 - PCB廃棄物の適正保管・処分の指導
 - 電子マニフェストの利用促進
 - スクラップヤードへの規制強化
- (5) 不法投棄等対策
 - 未然防止、早期発見・早期解決のための監視取締活動（遠隔監視のリアルタイム化やドローンの活用による監視の高度化）
 - 不法投棄等発生時の厳正な対応
 - 不法投棄等をさせない地域づくりの推進
 - 産業廃棄物排出事業者責任についての指導
 - 旧R・Dエンジニアリング社最終処分場問題への対応

指標	単位	実績値	目標値
		R7	R12
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	人	176,516	180,000以上 ／年度
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率	%	100	100／年度
(新) 産業廃棄物不法投棄等の1年以内解決率	%	—	85以上／年度

2 減量に係る目標

指標		単位	実績値	予測値	目標値
			R6	R12	R12
一般廃棄物	1人1日当たりのごみの排出量	g/人・日	749	719	715
	1人1日当たりのごみの最終処分量	g/人・日	74	72	71
産業廃棄物	産業廃棄物の最終処分量	千 t	91	98	91
	(新) 廃プラスチック類の最終処分量	千 t	22	24	22

3 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

- 災害廃棄物処理体制の強化
- 仮置場候補地の選定
- 災害廃棄物処理（仮置場の設置・運営等）に係る訓練の実施
- 県災害廃棄物処理計画の見直し
- 国・近隣自治体との連携による広域処理体制の確保
- 廃棄物処理施設の施設情報の把握・情報共有
- 災害廃棄物の処理に関する協定の締結

指標	単位	実績値	目標値
		R7	R12
(新) 災害廃棄物処理に係る訓練への市町等の関係職員の参加者数	人	118 R4～R7累計	160以上 計画期間累計
(新) 災害廃棄物処理に係る訓練により対応力が高まったと回答した参加者の割合	%	—	90以上／年度

第5章 関係主体の役割

- (1) 県民
 - 環境に配慮した商品の選択等
 - 一般廃棄物の排出抑制への協力
 - 市町や事業者による循環的利用に対する取組への協力
- (2) 各種団体
 - 自主的な取組の実施、各主体との連携・協働
- (3) 事業者
 - サプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制
 - 排出抑制、分別排出、循環的利用、処分が円滑に実施できる物の製造・加工・販売等
 - 動静脈連携による廃棄物の循環的利用
 - 自らの製品等が廃棄物となったものの循環的利用の促進
 - それぞれの役割に応じた災害廃棄物処理の促進等
- (4) 市町
 - 一般廃棄物の排出抑制・循環的利用の促進
 - 一般廃棄物の循環的利用、中間処理・最終処分の確保
 - 他市町・県との連携による広域的な取組の推進
 - 地域の実情に応じた効率的な処理体制の構築
 - 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築
- (5) 県
 - 廃棄物の排出抑制・循環的利用の促進
 - 一般廃棄物処理について、市町への技術的助言、関係機関との調整等
 - 産業廃棄物の適正処分が確保されるよう事業者への指導監督等
 - 災害廃棄物に係る市町の支援・広域連携

第6章 計画の進行管理

1 推進体制

- 滋賀県廃棄物適正管理協議会（県、市町、一部事務組合）、滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会（県、市町、事業者、関係団体）等において、情報交換や連携を図りながら計画を推進

2 進行管理

- 進捗状況の確認（毎年度）
- 進捗状況の環境審議会への報告・公表
- 必要に応じて施策の見直し

